（二）とかげ目

とかげ科	とかげ科全種	左鼠径部	ルに長が満たない三十センチ定動メートル全
おとかげ科	ヴァラヌス・コモドエンシス（コモドオオトカゲ） ヴァラヌス・サルヴァドリイ（ハナブトオオトカゲ）	左鼠径部	ルに長が満たない三十センチ定動メートル全
しきべ科	モレリア・メキシカナ（アメリカニシキヘビ） モレリア・スティムソニ（ミャンマーニシキヘビ） スペロトルニス・アンドニシキヘビ（インドニシキヘビ） ピュトン・レティキュラトゥス（アミメニシキヘビ） ピュトン・セバエ（アフリカニシキヘビ）	左総体側皮下より前の	ルに長が満たない三十センチ定動メートル全
ボア科	コンストリクトル（ボア） コンストリクトル・アエネウス（オオアナコンダ） コンストリクトル・ムリナス（オオアカアナコンダ）	左総体側皮下より前の	ルに長が満たない五十センチ定動メートル全
なべび科	タキュメニス属全種 ラブドフィス属（ヤマカガシ属）全種 ヘテロトルニス属（アフリカツルヒバチ属）全種	左総体側皮下より前の	ルに長が満たない五十センチ定動メートル全
コブラ科	コブラ科全種	左総体側皮下より前の	ルに長が満たない五十センチ定動メートル全
くさりへび科	くさりへび科全種	左総体側皮下より前の	ルに長が満たない五十センチ定動メートル全

（三）わに目

アリゲーター科	アリゲーター科全種	左前方後頭部皮下	ルに長が満たない三十センチ定動メートル全
クロコダイル科	クロコダイル科全種	左前方後頭部皮下	ルに長が満たない三十センチ定動メートル全
ガビアル科	ガビアル科全種	左前方後頭部皮下	ルに長が満たない三十センチ定動メートル全

様式第1中「第3条第1号」を「第3条第2号」に、「主な取扱者」を「管理責任者」に改める。
様式第2中「第3条第3号」を「第3条第4号」に改める。

公　告

諸　事　項

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２５年（フ）第１３９１７号
東京都渋谷区笹塚１丁目28番１号
債務者　有限会社山彦の会
代表者代表取締役　片山　義夫
1　決定年月日時　平成26年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山本　和彦
4　破産債権の届出期間　平成26年２月３日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月17日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３９２５号
埼玉県川口市東領家２丁目35番５号
債務者　株式会社平安堂
代表者代表取締役　高橋　　博
1　決定年月日時　平成26年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　野澤吉太郎
4　破産債権の届出期間　平成26年２月３日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月10日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３９２７号
東京都渋谷区渋谷２丁目19番15号
債務者　アールイー不動産株式会社
代表者代表取締役　都築晋一郎
1　決定年月日時　平成26年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　武内　優宏
4　破産債権の届出期間　平成26年２月３日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月18日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３９５２号
東京都中央区日本橋蛎殻町１丁目13番１号
債務者　株式会社アルファーデザイン
代表者代表取締役　佐藤　　忍
1　決定年月日時　平成26年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　海野　浩之
4　破産債権の届出期間　平成26年２月３日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月４日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３９５５号
東京都東村山市野口町１丁目９番地12
債務者　株式会社庭真工業
代表者代表取締役　真崎　英男
1　決定年月日時　平成26年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　竹下　洋史
4　破産債権の届出期間　平成26年２月３日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月11日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３９５９号
東京都新宿区榎町35番地三四郎ビル
債務者　有限会社ヴォルス
代表者代表取締役　中村　祐悦
1　決定年月日時　平成26年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宮崎　大輔
4　破産債権の届出期間　平成26年２月３日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月11日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３９６６号
東京都新宿区西早稲田２丁目18番10号
債務者　有限会社設備社
代表者代表取締役　岡崎　　徹
1　決定年月日時　平成26年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山本　和也
4　破産債権の届出期間　平成26年２月３日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月４日午前10時
東京地方裁判所民事第20部